

『高齢者住宅経営者連絡協議会』会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高齢者住宅経営者連絡協議会（略称：高経協）と称し、英文では KOKEIKYO 又は The Council of Senior Housing Industry Executives(in Japan)と表記する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都中央区に置く。事務局は本会の運営に関して企画 及び取りまとめを行い、会計を担当する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 広く高齢者住宅の経営に携わる者が集い、高齢者住宅業界全体の発展をめざし、その課題となる事項の改善のための協議を行い、終身にわたり尊厳のある暮らしを支え、良質な高齢者の住まいの場を提供することによって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 高齢者住宅業界の将来を見越した政策提言を行う。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、高齢者住宅のあるべき将来像を明確にするために、会員相互の意見交換の場として、定例会議を開催する。

(2) 各分野から先進的な取り組みをしている講師を招いての定期的な研究会や、先駆的取り組みをしている高齢者住宅事業の見学会を開催する。

(3) 高齢者住宅事業に関する課題に対して委員会を設け、行政機関や消費者団体など多方面にわたり意見交換をし、政策提言を取りまとめる。本会は前条の目的を達成するため、高齢者住宅のあるべき将来像を明確にするために、会員相互の意見交換の場として、定例会議を開催する。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は代表会員とメンバー会員をもって構成する。代表会員は事業者の代表もしくは取締役とし、この会の目的に賛同し入会したものとする。またメンバー会員は1名登録でき、代表会員とともに第4条の定例会議、研究会、委員会等の参加ができるものとする。代表会員、メンバー会員以外は原則としてこれらに参加することが出来ない。

(会費)

第6条 代表会員は事務局運営費用として年会費を納入する。金額は年間50,000円とする。

(入会)

第7条 入会希望者は、下記事項に合致していることを確認した上で現会員の推薦のもと、所定の用紙に必要事項を記入、入会を申請するものとする。(以下入会要件を示す)。その後役員会の承認を受けた場合に入会することができるものとする。

入会要件

- ・ 高齢者住宅（施設・居住系を問わない）を運営する事業者またはそのコンサルティングを行う事業者とし、事業実績を有する事
- ・ 終身にわたり、尊厳のある暮らしを支える運営・経営をしている事
- ・ その高齢者住宅の入居者に対して、高品質のケアを提供すべく、サービスの向上、介護技術向上のために職員の育成・研修に力を入れている事
- ・ 入居者の人権を守り、プライバシーに配慮した運営をしている事
- ・ 良質な高齢者住宅の普及に努め、消費者への情報開示を積極的に行っている事
- ・ 老人福祉法・介護保険法・高齢者住まい法など法律に違反し、指定取り消し等を受けていない事
- ・ 高経協運営（委員会、定例会議等）に積極的に参加する事

(退会)

第8条 会員が退会するときは、退会届を事務局に提出するものとする。

- (2) 前項の規定及び第11条により会員が会員資格を喪失した場合でも、会費は返還されないものとする。

(会員の義務)

第9条 会員は所定の参加費を納入する義務を有する。

(資格喪失)

第10条 年会費、参加費を1年以上滞納したときには、会員の資格を失う。

(除名)

第11条 会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、代表会員の過半数の賛同によって除名することができる。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 1名乃至2名
- ・ 幹事 若干名
- ・ 監査役 1名
- ・ 事務局長 1名

(役員の仕事)

第 13 条 会長は本会を代表し、本会の円滑な運営に努める。

(2) 会長は代表会員とメンバー会員の中から互選により決定する。

(3) それ以外の役員は会長の指名によって決定する。

(顧問)

第 14 条 本会は顧問を置くことができる。

(2) 顧問は、役員会の承認をもって決定する。

(顧問の仕事)

第 15 条 顧問は本会の目的のために事業に携わり、会員とともに本会の発展に努める。

(役員及び顧問の任期)

第 16 条 役員及び顧問の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(業務の委嘱)

第 17 条 会長は、各事業を遂行するために元会員の中から有志を選出し、各事業に関する業務を委嘱することが出来る。

(2) 本委嘱には報酬を支払わない。

第 5 章 定例会議

(定例会議の開催)

第 18 条 定例会議は会員が気軽に集い、懇親と意見交換の場として年数回開催する。この開催にあたっては別途幹事を定め、会員の持ち回りとする。

第 6 章 会計

(会計)

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 20 条 本会の経費は第 6 条の会費及びその他の収入をもって充当する。

(会計報告)

第 21 条 本会の事業報告及び決算は、事務局担当者が作成し、その年度末の会計報告とともに会長、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に定例会議で承認を得なければならない。

第 7 章 協賛会員及び会費

(協賛会員)

第 22 条 本会の活動に賛同する高齢者住宅産業に関わる事業者の代表または要職者は、会員の推薦並びに役員会の承認を得て協賛会員となり、本会の活動に参加することができる。
また、協賛会員は、会員の事業の質向上に資する自社の商品やサービスを会員に紹介し、販売を行うことができる。
ただし、商品やサービスの販売にあたっては、その安全性や品質を当会は保証しない。

(会費)

第 23 条 協賛会員は事務局運営費用として年会費を納入する。金額は年間 50,000 円とする。

(その他)

第 24 条 協賛会員には、会員に対する規定である第 8 条から第 11 条を準用する。

第 8 章 補則

(会則の変更)

第 25 条 本会の会則を変更する場合は、定例会議の過半数の賛同を得なければならない。

第 9 章 付則

1. 会則は、2010 年 4 月 1 日をもって施行する。
2. 2011 年 4 月 1 日 一部改正
 - 第 3 章第 6 条 12,000 円より 20,000 円に変更
 - 第 4 章第 12 条 世話人より幹事に名称変更
3. 2013 年 2 月 15 日 一部改正
 - 第 1 章 第 1 条 略称及び英語表記追加
 - 第 2 条 事務局明記を所在地に変更
 - 第 2 章 第 3 条第 4 条 文言一部変更
 - 第 3 章 第 5 条第 7 条第 8 条 文言一部変更
 - 第 3 章 第 6 条 20,000 円より 50,000 円に変更
4. 2021 年 5 月 14 日 一部改正
 - 第 1 章 第 2 条 事務局所在地を千代田区から中央区に変更
 - 第 4 章 第 15 条 顧問の任務を追加
 - 第 4 章 第 17 条 業務の委嘱を追加
 - 第 4 章 第 16 条以降の条番号送り
 - 第 7 章 協賛会員及び会費を追加
 - 第 8 章以降の章番号送り